



島根県 困難な問題を 抱える女性への 支援のための施策の 実施に関する 基本的な計画

令和6年度 ▶ 令和10年度
(2024) (2028)

女性をめぐる課題は、DV、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しています。

こうした中、困難な問題を抱える女性への支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、「女性の福祉」や「人権の尊重や擁護」、「男女平等」の視点を明確にした上で、新たな支援の枠組みを構築するため、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）が令和4（2022）年5月に制定されました。

この計画は、困難女性支援法第8条第1項に基づく都道府県基本計画として策定するものです。

基本理念

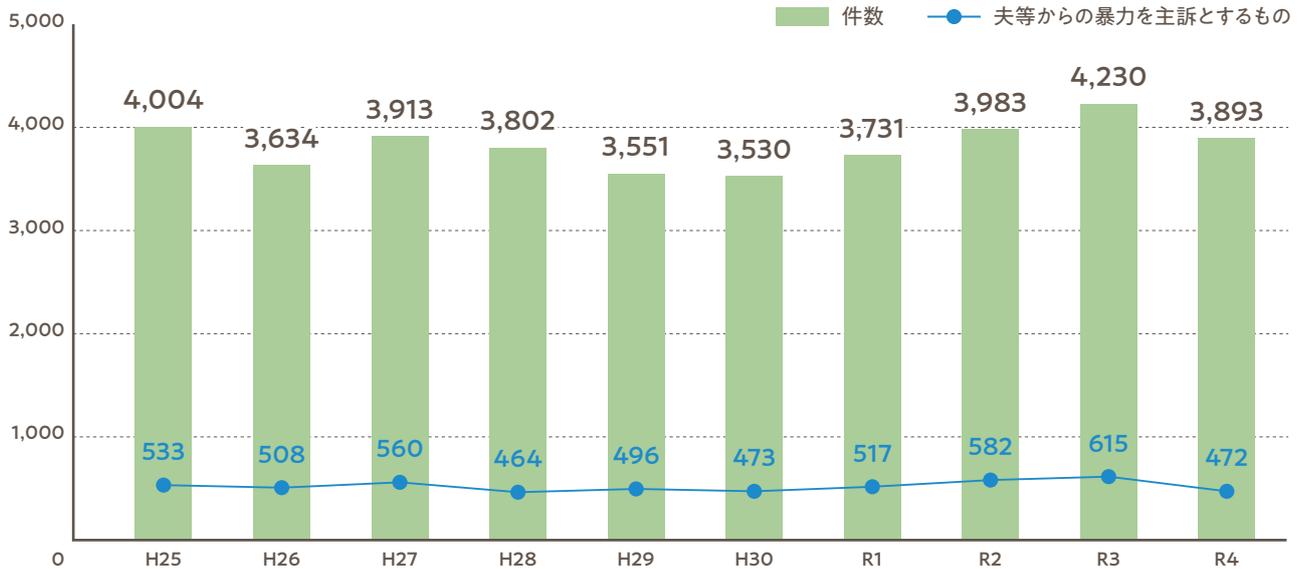
（島根県が目指す方向）

- 困難な問題を抱える女性一人ひとりの人権が尊重され、女性であるがゆえの生きづらさを抱えない社会を目指します。
- 困難な問題を抱える女性に寄り添った支援、本人の自己決定や自己選択を尊重した支援を通して、女性のエンパワーメントの実現を目指します。
- 県や市町村、民間団体等の連携により、全ての女性が安心して、かつ、自立して暮らせるための支援体制を充実する取組を進めます。

島根県における女性相談の状況



女性相談件数(延べ件数)の推移は年間 4,000件程度で推移しています。



令和4年度に県女性相談センターに寄せられた主な相談内容

県女性相談センターには、若年層から高齢者までの幅広い年齢層から、日常の困りごと、離婚や本人・家族が抱えている問題(病気、障がい、依存症、借金など)、DVや性暴力被害などの深刻な問題など、多岐にわたる相談を面接・電話で受けています。

令和4年度の相談内容として多いものは、次のような内容です。

夫婦間の問題

1,499件
(38.5%)

- 夫等からの暴力
- 離婚問題
- 夫等のギャンブル、借金、女性問題、病気 など

医療関係

754件
(19.4%)

- 相談者自身の精神的な不安
- 病気・妊娠
- 健康状態 など

その他の人間関係

741件
(19.0%)

- 家庭不和
- 夫、親、親族以外の者からの暴力
- 男女関係 など

親族関係の問題

510件
(13.1%)

- 親の暴力
- その他の親族からの暴力 など

計画を推進するための支援体制

県の役割

- 困難な問題を抱える女性への支援の中核的な役割を果たすこと
- 地域のニーズに応じた施策を検討し、展開すること
- 行政機関と民間団体それぞれの特性を生かした支援の在り方を検討すること

市町村の役割

- 支援対象者にとって最も身近な、支援の端緒となる相談機能を果たすこと
- 児童福祉、母子福祉、障がい者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施主体であり、支援の主体として必要な支援を包括的に提供すること

民間団体等の役割

- 気軽に繋がりがやすい居場所の提供、SNS相談などの柔軟な支援活動
- アウトリーチによる早期発見
- 関係する支援機関への同行支援や一時保護の受託 など



I

女性の人権が 尊重される 社会づくり



● 家庭、学校、職場、地域社会における個人の尊厳と男女平等の意識の醸成等を図ります。

● 女性の人権・生と性を守るための予防教育・啓発を進めます。

● 固定的な性別役割分担意識にとらわれない人の割合
(現状値) 73.9%

(目標値) **88.0%**

● デートDV・性被害予防等の予防教育を実施している学校の割合

(現状値) 70.8%

(目標値) **85.0%**

II

困難な問題を 抱える女性が 相談しやすい 環境づくりと 切れ目ない支援

● 困難を抱える女性が頼り、相談できる窓口や制度について積極的な周知・啓発を行います。

● 相談支援機関同士が、日頃から顔の見える関係で情報共有や連携ができる関係づくりを進めます。

● 女性相談窓口の認知度

(現状値) 22.1%

(目標値) **32.0%**



III

県、市町村、 関係機関・団体等の 連携による 包括的な支援体制の 充実・強化

● 女性相談センターの機能強化を図り、市町村や民間団体等との連携強化を図ります。

● 民間団体や専門機関等との連携・協働による支援体制の構築に向けた検討を進めます。

● 個別ケース検討の支援調整会議※を開催している市町村数

(現状値) ー

(目標値) **全市町村**

● 困難な問題を抱える女性への支援に係る基本計画を策定している市町村数

(現状値) ー

(目標値) **全市町村**

《参考イメージ》 困難な問題を抱える女性への支援調整会議（個別ケース検討会議の場合）

困難な問題を抱える女性（本人から、親族・知人から、関係機関から）

相談の内容や
抱えている
困難の例

- DV被害、性暴力・性犯罪被害、虐待、差別
- 家族との不和、離婚、ひとり親、孤独・孤立
- 住むところがない、経済的に苦しい、不安定な就労状況
- 予期しない妊娠、出産、育児や介護
- 様々な障がいや病気、気分の落ち込み
- 外国籍女性、性的マイノリティ など

相談

女性相談センター
児童相談所女性相談窓口

相談

市町村福祉事務所等
(女性相談担当課・女性相談支援員)

相談

民間支援団体

アセスメントと相互連携

ハローワーク

社会福祉協議会

居住支援協議会

母子生活支援施設

母子寡婦福祉連合会

民間団体

医療機関

児童相談所

法テラス

弁護士会

地域包括支援センター

障がい福祉
サービス事業所

民生委員・児童委員

保健所

子育て世代
包括支援センター

市町村保健センター

支援調整会議

アセスメントの結果を共有し、
一人ひとりに応じた支援のあり方を
一体となって検討

しまね国際センター

警察

ワンストップ支援センター

保育所・学校

県の相談窓口

相談機関名	電話番号	受付時間等（祝日、休日、年末年始を除く）
島根県女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	0852-25-8071	月～金曜日 8:30～17:00 土・日曜日(電話のみ) 8:30～12:00 13:00～17:00
島根県女性相談センター西部分室 (配偶者暴力相談支援センター)	0854-84-5661	月～金曜日 8:30～17:00
出雲児童相談所	0853-21-8789	
浜田児童相談所	0855-28-3434	
益田児童相談所	0856-31-1886	
中央児童相談所隠岐相談室	08512-2-9810	
性暴力被害者支援センター たんぽぽ	0852-25-3010	月～金曜日 8:30～17:15 上記時間外と祝日、休日、年末年始 はコールセンターで対応

厚生労働省
女性支援特設サイト
「あなたのミカタ」
<https://anata-no-mikata.jp/>



島根県健康福祉部青少年家庭課

県基本計画の全文は、県のホームページに掲載しています。

https://www.pref.shimane.lg.jp/education/child/dv/josei_soudan/konnanjoyosei_keikaku2024.html

